お知らせ

久喜市フードドライブを実施します

家庭や企業で余っている食品をこども食堂や食品を必要とされている方に無償で提供する活動です。

日 ①10月26日㈰ ②27日㈪ 9時～16時30分　※12時～13時を除く。

場 ①こども育成課、久喜市社会福祉協議会本所 ②こども育成課、各行政センター内こども未来係、久喜市社会福祉協議会本所・各支所

○ご寄付いただけるもの

米、レトルト食品、油、調味料、缶・瓶詰、お菓子、ジュース類、コーヒー、乾麺、乾物（ふりかけ・海苔等）など

・賞味期限まで２カ月以上あるもの

・未開封で常温保存できるもの

×ご寄付いただけないもの

古米（令和５年以前に収穫したもの）、生鮮食品、冷蔵・冷凍食品、アルコール類（料理酒を除く）

◆フードポストもご活用ください！

市役所、各行政センター、ふれあいセンター久喜、菖蒲・栗橋・鷲宮各郵便局にフードポストを常設しています。

問 こども育成課児童青少年係（内線3313）／資源循環推進課計画推進係（菖 354）／久喜市社会福祉協議会 ☎23-2526

ストップ！滞納　10月～12月は滞納整理強化期間です

◆納期限を過ぎると…

督促状や催告書でお知らせしますが、それでも納めていただけない場合は、財産（預貯金、給与、生命保険など）の差し押さえを行います。

災害や病気等のやむを得ない事情により納税が困難な方は、お早めにご相談ください。収納課では日曜開庁実施日でも、納税相談を受け付けています。

問 収納課徴収係（内線2748）

埼玉で恋してみませんか？ SAITAMA出会いサポートセンター

同センターは、独身男女に出会いの機会を提供する、県の公的な結婚支援センターです。

【特徴】

・ＡＩによる自動マッチング

・お会いしたい相手を検索し、お見合いの申し込み可

・本人確認書類、独身証明書、所得証明によるトリプルチェック

・成婚料なし

・オンライン登録可

対 次の全てに当てはまる方

・20歳以上の独身男女

・県内在住・在勤または近い将来埼玉県へ移住をお考えの方

・スマートフォンをお持ちの方

利用登録料　市内在住者は11,000円（税込）

※登録期間２年間

問 シティセールス課マーケティング係（内線2257）

ひとり親家庭自立支援給付金

ひとり親の方の就業に向けた資格の取得や能力開発を支援します。申請には、事前相談が必要です。

対 雇用保険法で定める教育訓練を受講する方／対象の資格を取得するために、６カ月以上養成機関等で修業する・修了した方／高卒認定試験の合格を目指し、民間事業者などが実施する対策講座の受講を開始する・修了した方／受講修了時給付金の支給を受けた方で、受講修了日から２年以内に高卒認定試験の全科目に合格した方

問 子育て支援課医療手当係（内線3287）／各行政センター内こども未来係（菖 146／栗 247／鷲 150）

鷲宮温水プール 水抜き清掃による休館

休館日　10月８日㈬～15日㈬

※体育施設使用料の支払いとラウンドフィットネスの利用は９時～17時

※シャワーは利用不可

※10月８日㈬は定期休館日のため、ラウンドフィットネスの利用不可。体育施設使用料の支払いは９時～15時

問 鷲宮温水プール ☎59-2288

農用地区域からの除外の申し出を受け付けます

農用地区域内の農地に自己用住宅、農業用施設等の建築、市内に所在地のある事業所が資材置場、駐車場等を新設または拡張する場合は、農用地区域からの除外の申し出を行う必要があります。申し出にあたっては、他の農用地に悪影響を及ぼさない土地を選定してください。申し出後の土地の位置や面積等の変更はできません。

申問 11月10日㈪～21日㈮の平日９時～11時、13時～16時30分に様式（農業振興課、市ホームページで配布）を農業振興課農業振興係（菖 内線338）へ

ごみ分別検索には便利なアプリをご利用ください

ごみの分別区分や出し方、収集日などを確認できるアプリです。さまざまな便利機能を搭載しています。

家庭ごみ・資源物カレンダーに掲載しきれない詳しいごみの分別も検索できますので、ぜひご利用ください。

問 資源循環推進課廃棄物収集係（菖 内線359）

▲iOS　▲Android

労働保険料（労災保険・雇用保険）第２期分の納期限は10月31日㈮です

納付書は、納期限の10日前ごろに該当事業所へ郵送します。

保険料納付には口座振替が便利です。申し込み手続きについては厚生労働省または埼玉労働局ホームページをご覧ください。

問 埼玉労働局労働保険徴収課 ☎048-600-6203

みどりの活動を支援します

県では、ボランティア団体やPTA、自治会等の団体、企業を対象として、みどりの創出・活用を推進する事業に対して補助金を交付し、その活動を支援します。詳細は県ホームページをご覧ください。

問 県みどり自然課みどり創出・担い手支援担当 ☎048-830-3190

募　集

令和８・９年度埼玉県地球温暖化防止活動推進委員

県では、地域で地球温暖化対策活動を行うボランティア「埼玉県地球温暖化防止活動推進員」として、令和８年４月から２年間活動していただける方を募集しています。

詳細は県ホームページをご確認ください。

問 県温暖化対策課 ☎048-830-3033

第14回久喜市生涯学習推進大会「まなびすと久喜」出演者等

日 令和８年２月１日㈰

場 生涯学習施設（鷲宮行政センター内）

◆まなびすと発表会出演者

内 日頃の活動の成果や演技を発表

※営利目的として活動している方を除く。

発表予定時間：約15分

◆イベント出展者

内 展示・体験コーナーなどへの出展

◆当日ボランティア

内 発表会・イベントのお手伝い等

【共通】

対 市内在住・在勤・在学の個人または団体

申問 10月31日㈮までに、応募申込書（生涯学習課、環境経済・教育分室、菖栗総務・人権係、市ホームページで配布）を、電子申請・直接・郵送・FAX・メールで生涯学習課生涯学習係（〒340-0295／FAX31-9550／✉shogaigakushu@city.kuki.lg.jp／鷲 内線211・213）へ

インターネットにおける人権侵害
～その投稿や書き込みは大丈夫？～

インターネットは、動画やゲームを楽しんだり、SNSで自分の意見や作品を発信するなど、コミュニケーションの輪が広がる便利な道具です。しかし、軽い気持ちで投稿した内容によっては、他人や自分自身の名誉・プライバシーを侵害し、時には平穏な生活や生命を脅かす事態につながることもあります。

次のようなことに、心当たりはありませんか？

○SNSに投稿するとき、普段人と話す時よりもつい強い口調になる。

○他の人に対する批判や自分の意見をよく書き込んでいる。

○他の人が投稿した写真や動画を投稿者に確認せず他のSNSに投稿している。

○自宅や学校、よく行く場所で撮った写真や動画を日常的に投稿している。

使い方を間違えると、事件や犯罪に巻き込まれるきっかけや他人を深く傷つける「凶器」になることがあります。また、誤った情報が再投稿・拡散された場合、投稿者だけでなく、再投稿や拡散をした人も罪に問われたり損害賠償を請求される可能性があります。さらに、自分の投稿などから生活範囲が特定され、事件やトラブルに巻き込まれることもあります。

インターネットを安全に使うため、以下の点に気をつけましょう。

○発信前に相手の立場ならどう感じるかを冷静に考える。

○意見や感想を投稿する場合、誹謗中傷になっていないかを十分に確認する。

○他人が発信した情報を再投稿・拡散する前に、情報の正確性や他人への影響を考える。

○他人の写真や個人情報を勝手に投稿・転載しない。

○投稿が意図せず拡散する危険を十分理解し、安易に写真や個人情報が分かる投稿をしない。

もしインターネット上でのトラブルでお悩みの場合は、一人で悩まず、次の相談窓口にご相談ください。また、犯罪に巻き込まれそうな場合には、迷わず警察にご相談ください。

・インターネット人権相談受付窓口　https://www.jinken.go.jp/

・こどもの人権110番（全国共通・通話料無料）☎ 0120-007-110

・みんなの人権110番（全国共通）☎ 0570-003-110

・女性の人権ホットライン（全国共通）☎ 0570-070-810

問 人権推進課人権推進係（内線2326）

愛の泉
～善意をありがとうございます～

★交通安全活動のために

・埼玉県トラック協会久喜支部　金 38,685円